

## 政策評価調書（個別票）

### 【政策ごとの予算額】

政策名	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理			番号	⑫			
評価方式	総合(実績)事業・その他	政策目標の達成度合い	目標達成	(千円)				
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額		
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額	6年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般会計	財務本省	貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費		9,679		11,637
	小計				一般会計	9,679	11,637	
	小計				< > の内数 < > の内数			
	小計				特別会計	< > の内数 < > の内数		
	小計				一般会計	< > の内数 < > の内数		
	小計				特別会計	< > の内数 < > の内数		
	合計				一般会計	9,679	11,637	
	合計				< > の内数 < > の内数			
	合計				特別会計	< > の内数 < > の内数		
	合計				< > の内数 < > の内数			

## 政策目標 4－2：金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

<b>上記目標の概要</b>	<p>金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようバランスを取ることが重要であると考えます。このような考え方の下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備 政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施</p>

## 政策目標 4－2についての評価結果

政策目標についての評定	S　目標達成
<b>評定の理由</b>	<p>金融庁等と連携しつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を行ったほか、預金保険機構等について、令和5年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。</p> <p>以上のとおり、全ての施策について評定が「S　目標達成」であるため、政策目標の評定を「S　目標達成」としました。</p>
<b>政策の分析</b>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすものであることから、国民経済の発展のために、金融システムの安定の確保に取り組んでいく必要があります。</p> <p>金融機関等を巡る情勢の変化を踏まえつつ、預金保険機構等が行う資金調達について、金融破綻処理や金融危機管理等に十分対応できる規模の政府保証枠（用語集参照）の設定等を行うことは、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に有効です。</p> <p>また、金融庁等と連絡調整を密に行うことにより、事務運営を効率的に行うよう努めています。</p>

施策	政4－2－1：金融システムの安定のために必要な制度の整備				
測定指標（定性的な指標）	[主要]政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備				
	目標	金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。			
	(目標の設定の根拠)	金融システムの安定を確保するためです。			
実績及び目標の達成度の判定理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁と連携して、預金保険法（昭和46年法律第34号）の改正を行いました。また、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行ったことから、「○」としました。				
施策についての評定	s 目標達成				
評定の理由	金融制度のあり方に関する金融庁での議論に参画したほか、金融庁等と連携して金融機関の経営状況や市場の動向を把握しつつ、預金保険機構等における資金調達の政府保証枠が、金融システム安定のために十分な水準となっているかについて、その使用状況の確認を行うなど、引き続き金融破綻処理制度の整備・運用を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。				

#### 政4－2－1に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構等に対する政府保証枠 (単位：兆円)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
預金保険機構		69	72	72	72	72
(内訳)	一般勘定	19	19	19	19	19
	危機対応勘定	35	35	35	35	35
	金融再生勘定	3	3	3	3	3
	金融機能強化勘定	12	15	15	15	15
農水産業協同組合貯金保険機構		—	—	—	8.9	8.9
生命保険契約者保護機構		0.46	0.46	0.46	0.46	0.46
銀行等保有株式取得機構		20	20	20	20	20
(株) 地域経済活性化支援機構		1	2	2	2	3
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構		0.50	0.50	0.50	0.05	0.05

(出所) 一般会計予算書を基に、大臣官房信用機構課で作成。

参考指標2：国内金融機関の自己資本比率【再掲（総4－1：参考指標1）】

参考指標3：国内金融機関の不良債権比率・残高【再掲（総4－1：参考指標2）】

施策	政4－2－2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施		
	[主要]政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督		
測定指標 (定性的な指標)	目標	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。  (目標の設定の根拠) 適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	預金保険機構等については、金融システムの安定性を支える組織として適切な運営がなされるとともに、国民負担が生じないよう、金融庁等と連携して、令和5年度予算・資金計画や借入の認可、預金保険法の改正に伴う定款変更の認可等を行いました。  上記のとおり、預金保険機構等について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
[主要]政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督			
	目標	株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。  (目標の設定の根拠) 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社地域経済活性化支援機構については、地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、内閣府等と連携して、令和5年度予算の認可等を行いました。なお、株式会社地域経済活性化支援機構では、令和4年度において、地域金融機関等と連携しながら、5件の事業再生支援決定、10件の特定専門家派遣（用語集参照）決定、10件の特定支援（用語集参照）決定が行われました（参考指標6参照）。  上記のとおり、株式会社地域経済活性化支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	○
[主要]政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督			
	目標	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。  (目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、被災地域における経済活動の維持等を図る観点から、業務運営が適切に行われるよう、復興庁等と連携して、令和5年度予算や借入の認可を行いました。なお、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構では、令和4年度において、支援先の商品開発や販路開拓に	○

		向けた支援など687件のソリューション提供が行われました。 上記のとおり、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、適切に監督を行ったことから、「○」としました。	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	預金保険機構等について、令和5年度予算・資金計画や借入の認可、預金保険法の改正に伴う定款変更の認可等を通じて適切に監督を行うとともに、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構についても、令和5年度予算の認可等を通じて適切な監督を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。		

#### 政4-2-2に係る参考情報

参考指標1：預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移

(単位：件、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
資金援助の件数	0	0	0	0	0
金銭贈与	—	—	—	—	—
金銭贈与 (衡平資金援助)	—	—	—	—	—
資産買取	—	—	—	—	—

(出所) 「資金援助実績表（年度別内訳）」(預金保険機構)

([https://www.dic.go.jp/katsudo/page\\_000882.html](https://www.dic.go.jp/katsudo/page_000882.html))

参考指標2：預金保険機構等の借入等残高

(単位：億円)

	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
預金保険機構	19,910	19,632	19,230	15,055	10,860
(内訳)	一般勘定	—	—	—	—
	危機対応勘定	—	—	—	—
	金融再生勘定	15,670	15,355	14,980	10,900
	金融機能強化勘定	4,240	4,277	4,250	4,155
生命保険契約者保護機構	—	—	—	—	—
銀行等保有株式取得機構	8,500	4,000	1,500	1,800	—
(株) 地域経済活性化支援機構	—	—	—	—	—
(株) 東日本大震災事業者再生支援機構	236	236	236	146	117

(出所) 預金保険機構等の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) いずれも政府保証付借入等の残高を記載しています。

参考指標3：預金保険機構の資本増強額の状況

(単位：億円)

根拠法	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
旧金融安定化法	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
早期健全化法	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
預金保険法 (102条1項1号措置)	—	—	—	—	—

金融機能強化法	4,743	4,835	4,835	4,725	4,095
返済額 (年度ごと)	200	—	—	110	630

(出所) 預金保険機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 返済額以外については、年度末の残高を記載しています。

#### 参考指標4：生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移 (単位：件、億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
資金援助件数	0	0	0	0	0
資金援助額	—	—	—	—	—

(出所) 生命保険契約者保護機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

#### 参考指標5：銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移 (単位：億円)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
株式等買取額	907	597	1,300	1,554	1,234

(出所) 銀行等保有株式取得機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

#### 参考指標6：株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
事業再生支援決定件数	4 (111)	1 (112)	0 (112)	2 (114)	5 (119)
特定専門家派遣決定件数	20 (180)	24 (204)	10 (214)	16 (230)	10 (240)
ファンド設立件数	3 (40)	3 (43)	1 (44)	0 (44)	0 (44)
特定支援決定件数	25 (98)	22 (120)	24 (144)	14 (158)	10 (168)

( ) 書は累計件数（事業再生支援決定件数は機構改組前の28件を含む）。

(出所) 株式会社地域経済活性化支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

#### 参考指標7：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
再生支援決定件数	4 (740)	3 (743)	4 (747)	— (747)	— (747)

( ) 書は累計件数。

(出所) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の資料を基に、大臣官房信用機構課で作成。

(注) 支援決定期間は令和3年3月末をもって終了している。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理に努めるほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めます。 また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算	12,218	10,489	9,524	9,679
		補正予算	—	—	—	
		繰越等	—	—	—	
		合計	12,218	10,489	9,524	
	執行額(千円)	8,633	8,935	N.A.		

(概要)

金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的とした、事務運営のために必要な経費

(注) 令和4年度「執行額」等については、令和5年11月頃に確定するため、令和5年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）
	「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）
	「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）
	「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）
	「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
	「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）
	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）
	「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
	「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	預金保険機構等に対する政府保証枠等
	預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移
	預金保険機構等の借入等残高
	預金保険機構の資本増強額の状況（残高、返済額）
	生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移
	銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移
	(株)地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移
	(株)東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数の推移

前年度政策評価結果の政策への反映状況	金融システムの状況を適切に踏まえながら、金融庁等と連携して、政府保証枠の適切な設定、預金保険機構等の監督を通じた金融破綻処理制度の適切な整備・運用に努めたほか、株式会社地域経済活性化支援機構や株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の監督を通じた地域の信用秩序の基盤強化等に努めました。
	また、金融破綻処理制度の適切な整備・運用とともに、迅速・的確な金融危機管理による金融システムの安定の確保を目的として、引き続き、事務運営のために必要な経費の確保に努めました。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和5年6月
-------	-----------	----------	--------